

一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第39号

一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 一般職の職員の給与に関する規則（昭和46年上越市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第15条の8第1項第1号中「100分の121.5」を「6月に支給する場合には100分の121.5」に改め、「以下）」の次に「、12月に支給する場合には100分の126.5以上100分の215以下（特定幹部職員にあっては、100分の150.5以上100分の255以下）」を加え、同項第2号中「100分の110」を「6月に支給する場合には100分の110」に改め、「未満）」の次に「、12月に支給する場合には100分の115以上100分の126.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の136以上100分の150.5未満）」を加え、同項第3号中「100分の102.5」を「6月に支給する場合には100分の102.5」に改め、「100分の122.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第4号中「100分の90」を「6月に支給する場合には100分の90」に改め、「以下）」の次に「、12月に支給する場合には100分の95以下（特定幹部職員にあっては、100分の114以下）」を加える。

第15条の9第1項第1号中「100分の51.5」を「6月に支給する場合には100分の51.5」に改め、「以上）」の次に「、12月に支給する場合には100分の54以上（特定幹部職員にあっては、100分の64以上）」を加え、同項第2号中「100分の50」を「6月に支給する場合には100分の50」に改め、「100分の60）」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）」を加え、同項第3号中「100分の46」を「6月に支給する場合には100分の46」に改め、「以下）」の次に「、12月に支給する場合には100分の48.5以下（特定幹部職員にあっては、100分の58.5以下）」を加える。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第4条の2関係）

職員の区分 期間の区分	医 師	歯科医師
	円	円
1 年未満	4 1 6, 6 0 0	3 1 0, 0 0 0
1 年以上 2 年未満	4 1 6, 6 0 0	3 1 0, 0 0 0
2 年以上 3 年未満	4 1 6, 6 0 0	3 1 0, 0 0 0
3 年以上 4 年未満	4 1 6, 6 0 0	3 1 0, 0 0 0
4 年以上 5 年未満	4 1 6, 6 0 0	3 1 0, 0 0 0
5 年以上 6 年未満	4 1 6, 6 0 0	3 1 0, 0 0 0
6 年以上 7 年未満	4 1 6, 6 0 0	3 1 0, 0 0 0
7 年以上 8 年未満	4 1 6, 6 0 0	3 1 0, 0 0 0
8 年以上 9 年未満	4 1 6, 6 0 0	3 1 0, 0 0 0
9 年以上 1 0 年未満	4 1 6, 6 0 0	3 1 0, 0 0 0
1 0 年以上 1 1 年未満	4 1 6, 6 0 0	3 1 0, 0 0 0
1 1 年以上 1 2 年未満	4 1 6, 6 0 0	3 1 0, 0 0 0
1 2 年以上 1 3 年未満	4 1 6, 6 0 0	3 1 0, 0 0 0
1 3 年以上 1 4 年未満	4 1 6, 6 0 0	3 1 0, 0 0 0
1 4 年以上 1 5 年未満	4 1 6, 6 0 0	3 1 0, 0 0 0
1 5 年以上 1 6 年未満	4 1 6, 6 0 0	3 1 0, 0 0 0
1 6 年以上 1 7 年未満	4 1 2, 2 0 0	3 0 6, 7 0 0
1 7 年以上 1 8 年未満	4 0 7, 8 0 0	3 0 3, 4 0 0
1 8 年以上 1 9 年未満	4 0 3, 4 0 0	3 0 0, 1 0 0
1 9 年以上 2 0 年未満	3 9 9, 0 0 0	2 9 6, 8 0 0
2 0 年以上 2 1 年未満	3 9 4, 6 0 0	2 9 3, 5 0 0
2 1 年以上 2 2 年未満	3 7 8, 6 0 0	2 8 1, 5 0 0
2 2 年以上 2 3 年未満	3 6 0, 1 0 0	2 6 8, 0 0 0
2 3 年以上 2 4 年未満	3 4 1, 1 0 0	2 5 4, 5 0 0
2 4 年以上 2 5 年未満	3 2 2, 1 0 0	2 4 1, 0 0 0
2 5 年以上 2 6 年未満	3 0 2, 6 0 0	2 2 7, 5 0 0
2 6 年以上 2 7 年未満	2 8 1, 6 0 0	2 1 0, 5 0 0
2 7 年以上 2 8 年未満	2 6 0, 6 0 0	1 9 3, 5 0 0
2 8 年以上 2 9 年未満	2 3 9, 6 0 0	1 7 6, 5 0 0
2 9 年以上 3 0 年未満	2 1 7, 6 0 0	1 5 9, 5 0 0
3 0 年以上 3 1 年未満	1 9 5, 6 0 0	1 4 2, 0 0 0
3 1 年以上 3 2 年未満	1 7 3, 6 0 0	1 2 4, 5 0 0

32年以上33年未満	150,600	107,000
33年以上34年未満	127,600	87,000
34年以上35年未満	104,600	67,000

第2条 一般職の職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。））」に改める。

第1条の3中「第10条第3項」を「第4条第6項第2号」に改める。

第2条を次のように改める。

（扶養親族の届出）

第2条 新たに条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、別に定める扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第3条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同項に後段として次のように加える。

同条第2項に規定する場合においても、同様とする。

第3条の3を第3条の4とし、第3条の2を第3条の3とし、第3条の次に次の1条を加える。

（扶養手当支給の始期及び終期）

第3条の2 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第2条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合

合について準用する。

第5条第1項中「第12条の3第1項」を「第11条第1項」に改め、「、新潟市」を削り、同条第2項中「第12条の3第2項」を「第11条第2項」に改め、「新潟市及び」を削り、「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第3項中「第12条の3第2項」を「第11条第2項」に改める。

第6条中「第12条の4第1項第1号」を「第12条第1項第1号」に改め、同条第2号中「条例第10条に規定する扶養親族で条例第11条の規定による届出がされている者に限る。」を「職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第10条に規定する扶養親族をいう。」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第3号中「法第22条の4又は」を削る。

第6条の2中「第12条の4第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に改める。

第6条の3中「第12条の4第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に改め、「公署の移転（」の次に「新たに給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、」を加え、「、当該復帰」を「当該復帰」に改める。

第6条の4第1項中「第12条の4第1項」を「第12条第1項」に改め、「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第6条の5中「第12条の4第1項」を「第12条第1項」に改め、同条に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第6条の7第1項中「第12条の4第1項」を「第12条第1項」に改め、「欠くに至った日」の次に「（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）」を加える。

第6条の8中「第12条の4第1項」を「第12条第1項」に改める。

第10条の2第2項中「第17条第3項第1号」を「第17条第3項」に改める。

第14条に次の2号を加える。

(7) 法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている職員

(8) 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をしている職員

第14条の9第2項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える

(3) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第15条第2号中「及び第4号」を「、第4号、第7号及び第8号」に改める。

第15条の5第2項中第11号を第13号とし、第3号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間

(4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

第15条の8第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の121.5以上100分の205」を「100分の124以上100分の315」に、「100分の145.5以上100分の245以下）、12月に支給する場合には100分の126.5以上100分の215以下（特定幹部職員にあつては、100分の150.5以上100分の255）」を「100分の148以上100分の375」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の110以上100分の121.5」を「100分の112.5以上100分の124」に、「100分の131以上100分の145.5未満）、12月に支給する場合には100分の115以上100分の126.5未満（特定幹部職員にあつては、100分の136以上100分の150.5）」を「100分の133.5以上100分の148」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）」を「100分の125」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の109以下）、12月に支給する場合には100分の95以下（特定幹部職員にあつては、100分の114）」を「100分の111.5」に改める。

第15条の9第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の51.5」を「100分の52.75」に、「100分の61.5以上）、12月に支給する場合には100分の54以上（特定幹部職員にあつては、100分の64）」を「100分の62.75」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60）、12月に支給する場合には100分

の５２．５（特定幹部職員にあっては、１００分の６２．５）を「１００分の６１．２５」に改め、同項第３号中「６月に支給する場合には１００分の４６」を「１００分の４７．２５」に、「１００分の５６以下）、１２月に支給する場合には１００分の４８．５以下（特定幹部職員にあっては、１００分の５８．５）を「１００分の５７．２５」に改める。

第１９条中「会計年度任用職員勤務実績報告書（時給）（第１号様式）又は会計年度任用職員勤務実績報告書（日々雇用）（第２号様式）（別表第５の職務の欄に定める会計年度任用職員にあっては、市長が別に定める様式）により」を「、１給与期間終了後」に改め、「を経て任命権者」を削る。

別表第３の６級の項中「統括学芸員」の次に「、統括栄養士長」を加え、同表７級の項中「参事を除く。）」の次に「、副所長（５級及び６級の項に掲げる副所長を除く。）」を加える。

別表第４を次のように改める。

別表第４（第１８条関係）

職務の級		職の分類		報酬月額
一般行政職	１級	事務職	１級	１８３，５００円
			２級	１８８，０００円
			３級	２０１，０００円
			４級	２２０，０００円
		技術職	１級	１８５，８００円
			２級	１９４，５００円
			３級	２２０，０００円
		保育職	１級	１８８，０００円
			２級	２０１，０００円
		相談・指導職	１級	２１３，６００円
	２級	事務職	５級	２４４，８００円
		技術職	４級	２３０，０００円
			５級	２３７，５００円
			６級	２５７，４００円
		保育職	３級	２３０，０００円
		相談・指導職	２級	２３０，０００円

			3 級	2 3 7, 5 0 0 円
			4 級	2 6 1, 3 0 0 円
	3 級	施設の長等	1 級	2 6 5, 3 0 0 円
			2 級	2 7 3, 3 0 0 円
			3 級	2 9 2, 4 0 0 円
	技能労務職	技能労務職	1 級	1 8 5, 7 0 0 円
			2 級	1 8 9, 1 0 0 円
			3 級	2 1 8, 8 0 0 円

別表第 5 外国語指導助手の項中「3 5 0, 0 0 0 円」を「3 6 0, 0 0 0 円」に改め、
同表国際交流員の項中「3 2 5, 0 0 0 円」を「3 6 0, 0 0 0 円」に改める。

第 1 号様式及び第 2 号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条及び次項の規定 公布の日

(2) 第 2 条及び附則第 3 項の規定 令和 7 年 4 月 1 日

(適用区分)

2 第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間における地域手当に関する経過措置)

3 令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間における第 2 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する規則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「及び長野市」とあるのは、「、長野市及び新潟市」と、同条第 2 項中「1 0 0 分の 4」とあるのは、「1 0 0 分の 3」と、新潟市にあつては「1 0 0 分の 2」とする。